

[事案 2021-194] 転換契約無効請求

・令和4年4月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年4月に契約した終身保険を、令和3年4月に終身医療保険に一部転換したが、以下の理由により、一部転換を無効にしてほしい。

- (1)一部転換の手続を行ったことは無い。
- (2)募集人が自宅に来て、何らかの手続を行ったことはあるが、証券再発行の手続であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は申立人に対し、面談・説明を3回行っているうえ、転換の申込手続後には、上席者がタブレット端末によるビデオ通話により、保障内容を理解していることを確認しており、申立人に転換の認識があったことは明らかである。
- (2)募集人は、設計書および転換比較表を用いて転換前後の契約内容を比較し、デメリットの説明を行っている。
- (3)転換内容の説明および申込手続時には、申立人の子も同席していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、一部転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。